

2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成21年 6 月26日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長      大 城 宏 之

2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

現在の厳しい社会経済の中で、経済的理由から就学援助を求める児童・生徒や、県立高校での授業料の減免措置を受ける生徒、授業料の滞納者が増加している。家庭の所得の違いで子どもたちの教育の機会均等や進路に影響が出ないように、公教育の基盤充実は不可欠である。

国の義務教育費国庫負担制度による負担割合が三分の一に大幅削減されたことや、地方交付税削減の影響と、厳しい地方財政の状況などから、学校施設、就学援助、奨学金等の財源等の教育予算の確保が困難な実態にある。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。教育条件の自治体間格差を生じさせないように、国からの教育予算の充実が急務である。

国の「総人件費削減」により、学校現場の教職員数も減っているが、必要な教育活動は減っていない。教育現場の教職員は、「子どもと向き合う時間の確保」を強く望んでいる。福島県においては、30人学級・30人程度学級など少人数学級・少人数指導を実施し教育効果を上げており、これからますます自治体の裁量権を保障した教育の充実が求められている。教育の諸条件を整備し充実した教育を進めるためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教職員定数の改善を含む教育予算の充実が必要である。よって、下記の事項について実現されるよう要望する。

記

- 1 子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、きめ細かい教育の実現のために教職員定数の改善及び学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助費・奨学金などの教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 6 月30日

郡 山 市 議 会